生涯現役促進地域連携事業（平成30年度開始分・２次募集）に係る企画書募集要項

１　総則

生涯現役促進地域連携事業（平成30年度開始分・２次募集）（以下「連携事業」という。）に係る企画競争の実施については、この要項に定める

２　業務内容

本事業の内容は、別添１「生涯現役促進地域連携事業（平成30年度開始分・２次募集）に係る企画書作成のための仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

また、本事業の委託は、別添２「生涯現役促進地域連携事業委託要綱」のとおりとする。

３　予算額

業務の予算額は、全国20カ所の３年間分として、1,923,780千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内を予定している。

なお、１次募集で13団体を採択済み。

４　参加資格

（１）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。

ア　当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く）、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者。

イ　以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後２年を経過しない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。）。

（ア）契約の履行に当たり故意に製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

（イ）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

（ウ）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

（エ）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

（オ）正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

（カ）契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

（キ）前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

（２）厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中の者でないこと。
（３）労働保険及び厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険・船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（企画書提出期限の直近２年間の保険料の滞納がないこと。）。
（４）次に掲げるすべての事項に該当する者であること。なお、本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 193 条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。
ア　企画書提出時において、過去５年間に職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（（昭和 60 年法律第 88 号）（第三章第四節の規定を除く。））の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、企画書提出時までに是正を完了しているものを除く。）。
イ　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
ウ　高年齢者等の雇用の安定に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
エ　企画書提出時において、過去３年間に上記以外の厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。
（５）その他以下の条件を満たすこと。
ア　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号。以下「高齢法」という。）第 35 条第１項に定める協議会、又はそれを構成する団体（ただし、地方公共団体を除く。）（以下「協議会等」という。）であること。
　なお、協議会の構成員には、都道府県や市区町村を基本に、シルバー人材センター、労使関係者、社会福祉協議会、地域の金融機関等、高年齢者の就業に関係する者を、幅広く含めることができる。
イ　本事業を適正に実施するための組織体制を有するとともに、協議会の運営に係る規約及び会計事務の適切な取扱いに係る規定を整備する協議会等であること。
ウ　過去３年以内に実施した連携事業において自ら事業を廃止した又は委託契約を取り消された協議会でないこと。

５　企画書募集要項の交付、質問の受付及び回答
（１）生涯現役促進地域連携事業（平成 30 年度開始分・２次募集）に係る企画書募集要項（以下「募集要項」という。）の交付場所は、当該地域を所管する都道府県労働局職業安定部職業対策課とする。

募集要項は、厚生労働省及び各都道府県労働局ホームページ上（掲載場所は下記参照）にも掲載する。

（２）募集要項の交付期間

平成 30 年６月１日（金）９時 30 分～平成 30 年７月６日（金）17 時

（３）募集要項に関する問い合わせ

ア　問い合わせ先

厚生労働省職業安定局雇用開発部高齢者雇用対策課雇用指導係

電子メール renkei@mhlw.go.jp

なお、メールの件名は本事業に係る問い合わせであることが分かるものとすること。

イ　問い合わせの受付期間

平成 30 年６月１日（金）９時 30 分～平成 30 年６月 22 日（金）17 時

ウ　問い合わせに対する回答

問い合わせに対する回答は、随時、厚生労働省ホームページ上（掲載場所は下記参照）に回答を掲載する。

ただし、評価に影響しない軽微な質問については、質問者のみに回答する。

なお、事業構想等の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため受け付けない。

（掲載場所ＵＲＬ）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190611.html

○厚生労働省ホームページ

○政策について

○分野別の政策一覧

○雇用・労働

○雇用

○高齢者雇用対策

○生涯現役促進地域連携事業（平成 30 年度開始分・２次募集）の実施地域の募集について

６　企画競争に係る説明会の開催

（１）日時

平成 30 年６月８日（金）15 時 30 分

（２）場所

〒100－8916　東京都千代田区霞が関１－２－２中央合同庁舎第５号館

職業安定局第１会議室（12 階）

（３）出席人数

１地域あたり２名までとする。

（４）その他

説明会への参加を希望する場合は、平成 30 年６月６日（水）17 時までに上記５（３）アのメールアドレスに申し込むこと（期限厳守。また、説明会への参加を認めない場合を除いて当該説明会の申込みに対する回答は行わない。）。

なお、件名は、本事業に係る説明会参加希望であることが分かるものとし、本文に説明会に参加する者の所属・氏名・電話番号を記載すること。

7　企画書、提出期限等

（1）企画書

※　すべてＡ４版の用紙に両面印刷とする。

	書類名称	様式	提出者	部数	備考
1	企画競争参加申込書	募集要項 別紙１	全提出者	原本１部	
2	協議会規約	仕様書 様式第１号	全提出者	原本１部 写し10部	
3	会計事務取扱規程	仕様書 様式第２号	全提出者	原本１部 写し10部	
4	事業構想提案書	仕様書 様式第３号	全提出者	原本１部 写し10部	概ね30枚（片面）以内で作成
5	事業構想提案書要約版	任意	全提出者	原本１部 写し10部	事業構想の要約を片面 5枚以内で作成
6	事業構想概念図	任意	全提出者	原本１部 写し10部	事業構想の概念図を片面１枚で作成
7	事業構想必要経費	仕様書 様式第４号	全提出者	原本１部 写し10部	
8	事業構想に係る補足資料 （地方公共団体のガイドブック等）	任意	該当者のみ	写し11部	
9	地域高年齢者就業機会確保計画（案）	募集要項 別紙４	全提出者	原本１部 写し10部	
10	協議会の組織図	任意	全提出者	原本１部 写し10部	
11	必要経費の根拠を示す資料（１０万円以上の経費）	任意	該当者のみ	原本１部 写し10部	仕様書６（４）ア参照
12	事業の一部を再委託する場合の理由書	任意	該当者のみ	原本１部 写し10部	仕様書４（３）参照

13	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標を評価する資料	任意	該当者のみ	原本１部 写し 10 部	・女性活躍推進法・次世代法に基づく認定（えるぼし認定、くるみん認定等）に関する基準適合一般事業主認定通知書 ・若者雇用促進法（ユースエール認定）に関する基準適合事業主認定通知書 ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届
14	競争参加資格に関する誓約書、暴力団等に該当しない旨の誓約書	募集要項 別紙２－１ 及び２－２	全提出者	原本各１部 写し各１０部	
15	適合証明書	募集要項 別紙３	全提出者	原本１部 写し 10 部	

（２）提出期限等

平成 30 年７月６日（金）17 時

ただし、受付は開庁日の９時 30 分から 12 時、13 時から 17 時までとする。

上記５（１）まで直接提出すること。

また、郵送（書留郵便に限る。）も可とするが、上記５（１）あてに企画書の受領期限の前日までに到着するように送付しなければならない。未着の場合、その責任は参加者に属するものとする。郵送の場合、担当者の氏名及び連絡先を明記すること。

なお、電報、ＦＡＸ、電子メール等その他の方法による提出は認めない。

（３）企画書に関する企画提案会（プレゼンテーション）の開催

企画書に関する企画提案会（プレゼンテーション）を必要に応じて開催する。開催する場合は、開催日時、場所及び時間を、提出者に個別に別途連絡する。

（４）企画書の無効

本募集要項に示した企画競争の参加に必要な資格のない者が提出した又は不備がある企画書は受理せず無効とする。

また、企画書に虚偽の記載をした場合は、企画書を無効とするとともに、虚偽の記載をしたものに対して指名停止の措置を行うことがある。

（５）不備があった場合の取扱い

一旦受理した企画書において形式的な不備が発見された場合は、提出者に対し、不備のあった旨を速やかに通知する。

この場合、通知を受け取った提出者が受領期限までに整備された企画書を提出でき

ない場合は、企画書は無効とする。

（６）提出に当たっての注意事項

ア　提出された企画書は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

イ　提出された企画書は、提出者に無断で使用しない。

ウ　１地域当たり１件の企画書を限度とし、１件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。

エ　企画書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

オ　提出者は、厚生労働省から企画書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

８　評価の実施

（１）「生涯現役促進地域連携事業に係る企画書の評価等について」（別添３）、「生涯現役促進地域連携事業企画書採点基準」（別添３別紙１）に基づき、提出された企画書について、厚生労働省職業安定局雇用開発部高齢者雇用対策課が設置する「生涯現役促進地域連携事業企画書等評価委員会」（以下「評価委員会」という。）が評価を行い、標準点を超えた提出者を契約候補者とする。

ただし、契約候補者の経費概算の合計額が予算額を超えた場合は、最も評価の高い契約候補者から予算の範囲内で契約を締結することとする。

（２）評価結果は、当該地域を所管する都道府県労働局の支出負担行為担当官から企画書の提出者に遅滞なく生涯現役促進地域連携事業の採択・不採択通知（別添４）により通知する。

なお、選定された企画書に対して、必要に応じて評価委員会から事業内容の一部変更や事業の実施に係る条件が付されることがある。

９　契約の締結

評価結果通知後（条件を付された等の場合は、企画書の変更後）、双方で契約内容を確認し、当該地域を所管する都道府県労働局の支出負担行為担当官は、契約候補者から見積書を徴収し、内容の審査を十分に行って、契約を締結する。

10　その他

（１）企画書に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（２）事業経費の支払等については、別途通知する。

【様　式　等】

別紙１　企画競争参加申込書

別紙２－１　競争参加資格に関する誓約書
別紙２－２　暴力団等に該当しない旨の誓約書
別紙３　適合証明書
別紙４　地域高年齢者就業機会確保計画（案）

別添１　生涯現役促進地域連携事業に係る企画書作成のための仕様書
　仕様書様式第１号　協議会規約
　仕様書様式第２号　会計事務取扱規程
　仕様書様式第３号　事業構想提案書
　仕様書様式第４号　事業構想必要経費概算
　仕様書様式第５号　事業利用者アンケート結果報告
　仕様書様式第６号　実施状況報告書
　仕様書様式第７号　改善計画書

別添２　生涯現役促進地域連携事業委託要綱
別添３　生涯現役促進地域連携事業に係る企画書の評価等について
　別紙１生涯現役促進地域連携事業企画書採点基準
　別紙２生涯現役促進地域連携事業に係る継続基準について
別添４　生涯現役促進地域連携事業の採択・不採択について（通知）

募集要項－別紙１

平成 30 年○月○日

支出負担行為担当官
　○○労働局　総務部長　殿

協議会等名
代表者職氏名　　印

企画競争参加申込書

「生涯現役促進地域連携事業（平成 30 年度開始分・２次募集）に係る企画書募集要項」を承諾のうえ、下記のとおり企画競争に参加いたします。

記

件名：生涯現役促進地域連携事業（平成 30 年度開始分・２次募集）

提出資料：

	書類名称	チェック欄 ※提出書類に○を記載
①	企画競争参加申込書	
②	協議会規約	
③	会計事務取扱規程	
④	事業構想提案書	
⑤	事業構想提案書要約版	
⑥	事業構想概念図	
⑦	事業構想必要経費	
⑧	必要経費の根拠を示す資料（10 万円を超える高額な経費）	
⑨	地域高年齢者就業機会確保計画	
⑩	協議会の組織図	
⑪	事業の一部を再委託する場合の理由書	
⑫	事業構想に係る補足資料（地方公共団体ガイドブック等）	
⑬	誓約書	
⑭	適合証明書	

【担当者】
所　属　：
役　職　：
氏　名　：
ＴＥＬ　：
ＦＡＸ　：

競争参加資格に関する誓約書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１　厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

２　企画書提出時において、過去５年間に職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（（昭和６０年法律第８８号）（第三章第四節の規定を除く。））の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、企画書提出時までに是正を完了しているものを除く。）。

３　企画書提出時において、過去３年間に厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該事業遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

４　契約締結後、当協議会又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。

５　前記１から４について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

平成　　年　　月　　日

住所

協議会等の名称

代表者氏名　　印

支出負担行為担当官

　　○○労働局　総務部長　殿

【報告の参考様式】

該当項目 ☐

《記載項目の例》

・命令若しくは処分等の概要
・命令若しくは処分等があった年月日
・命令若しくは処分等を受けた会社名
・原処分庁
・命令若しくは処分等を受けた理由

暴力団等に該当しない旨の誓約書

□　私
□　当協議会　は、下記１及び２のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
　この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
　また、当方の個人情報を、契約における身分確認のため、警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者
（１）　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
（２）　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
（３）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
（４）　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
（５）　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

２　契約の相手方として不適当な行為をする者
（１）　暴力的な要求行為を行う者
（２）　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
（３）　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
（４）　偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者。
（５）　その他前各号に準ずる行為を行う者。

平成　　年　　月　　日

住所（又は所在地）
協議会等名又は代表者名　　印

※協議会構成員の代表者の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

【添付書類の参考様式】

役 員 等 名 簿

協議会等名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日
		年　月　日
		年　月　日
		年　月　日
		年　月　日
		年　月　日
		年　月　日
		年　月　日
		年　月　日
		年　月　日

募集要項－別紙３

平成 30 年○月○日

支出負担行為担当官
　○○労働局　総務部長　殿

協議会等名
代表者職氏名　　印

適合証明書

当協議会は、生涯現役促進地域連携事業（平成 30 年度開始分・２次募集）に係る企画競争に参加するに当たり、下記の事実に相違がないこと及び事実に相違があった場合は速やかに通知することを誓約します。

また、事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

記

１　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は除くものとする。

２　厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

３　労働保険及び厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険・船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（企画書提出期限の直近２年間の保険料の滞納がないこと。）。

４　その他以下の条件を満たすこと。

（１）高年齢者等の雇用の安定等に関する法律法（昭和 46 年法律第 68 号。以下「高齢法」という。）第 35 条第１項に定める協議会、又はそれを構成する団体（以下「協議会等」という。）であること。

（２）本事業を適正に実施するための組織体制を有するとともに、協議会等の運営に係る規約及び会計事務の適切な取扱いに係る規定を整備する協議会であること。

（３）過去３年以内に実施した生涯現役促進地域連携事業において自ら事業を廃止した又は委託契約を取りされた協議会等でないこと。

○○（県市町村）地域高年齢者就業機会確保計画（案）

平成○○年○月○日

（○○都道府県
○○市区町村）

目　　次

第１　地域高年齢者就業機会確保計画

１　地域高年齢者就業機会確保計画の区域　・・・○

２　重点的に高年齢者の就業の機会の確保を図る業種　・・・○

（１）計画区域での重点業種の設定と理由

（２）高年齢者の雇用動向と今後の見通し

（３）課題

３　国が実施する高年齢者の雇用に資する事業（提案）　・・・○

（１）事業内容（支援対象者、実施時期・期間、実施機関　等）

４　計画期間　・・・○

５　計画区域における高年齢者の雇用・就業機会の確保の目標　・・・○

（１）アウトプット、アウトカム指標

６　○○都道府県（市区町村）が実施する（している）高年齢者の
就業の機会の確保に資する事業　・・・○

第２　本計画の協議先となる協議会

１　協議会の名称及び構成員　・・・○

（１）名称

（２）構成員

２　協議会の構成員が実施する（している）高年齢者の
就業の機会の確保に資する事業　・・・○

３　協議会の活動内容　・・・○

第１　地域高年齢者就業機会確保計画

１　地域高年齢者就業機会確保計画の区域

例：○○都道府県○○市、□□市、△△市　等

２　重点的に高年齢者の就業の機会の確保を図る業種

（１）計画区域での重点業種の設定と理由

例：観光業、食料品製造業、農業等

（２）高年齢者の雇用動向と今後の見通し

例：観光業であれば、観光業就業者数等（併せて高年齢者を含む当該業種における就業者数を記載。）。

（３）課題

例：高年齢者の人材確保・人材育成等に係る課題を記述

３　国が実施する高年齢者の雇用に資する事業（提案）

（１）事業内容（支援対象者、実施時期・期間、実施機関　等）

※事業内容が複数ある場合には、全て記載すること。

４　計画期間

平成 30 年○月○日～平成 33 年３月 31 日

※計画期間始期は、生涯現役促進地域連携委託事業の事業開始日となる。

５　計画区域における高年齢者の雇用・就業の機会の確保の目標

（１）アウトプット、アウトカム指標

※年度毎に記載すること。

６　○○都道府県（市区町村）が実施する（している）高年齢者の就業の機会の確保に資する事業

※計画区域において○○都道府県（市区町村）が自主的に実施する（している）高年齢者の就業機会の確保に資する事業内容を記載

第２　本計画の協議先となる協議会

１　協議会の名称及び構成員

（１）協議会の名称

例：○○都道府県（市区町村）○○協議会

（２）協議会の構成員

例：○○都道府県（市区町村）○○課○○、○○商工会議所○○課○○、○○社会福祉協議会○○課○○、＜有識者＞○○大学教授○○　等

２　協議会の構成員が実施する（している）高年齢者の就業の機会の確保に資する事業

（１）　○○商工会議所

例：○○事業・・・～事業概要～

（２）　○○社会福祉協議会

例：○○事業・・・～事業概要～

３　協議会の活動内容

例：「別添の協議会規約の通り」とすることも可能です。